

「京都府みどりの食料システム基本計画」の概要について

策定：令和5年3月

改正：令和6年 月

農 林 水 産 部

1 本計画の策定背景

本計画は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」に基づき京都府農林水産ビジョンが目指す施策の方向性を踏まえ、農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保に向けて、国産有機質肥料への転換など輸入原料に過度に依存しない循環型農業の推進を図る。

2 計画期間

5か年（令和5（2023）年度から令和9（2027）年度まで）

3 環境負荷低減に関する目標

環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数、有機農業の取組面積等の指標を定める

[京都府の目標]

指 標	基準（令和3年）	目標（令和9年）
環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数（名）	（エコファーマー ^{※1} 7 2 9）	1, 0 0 0
環境にやさしい農業 ^{※2} の取組面積（h a）	2, 1 6 0	3, 0 0 0
うち 有機農業 ^{※3} の取組面積（h a）	2 9 5	4 0 0

※1 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく生産計画を知事が認定する制度。令和4年7月法廃止に伴い認定中止

※2 化学肥料・化学農薬を慣行レベルから3割以上低減する取組の総称（有機農業、特別栽培米等）

※3 有機農業は、有機JAS認証以外の実践的取組を含む

4 環境負荷低減事業活動の内容

環境負荷低減事業活動として推奨する取組の類型、環境負荷の低減水準を定め、下記のいずれかに取り組む活動計画の認定を行う

- (1) 土づくり、化学肥料や化学農薬の使用を低減する取組を一体的に行う事業活動（1号活動）
エコファーマーに代わる新たな認定制度として、化学肥料・化学農薬の3割低減を水準として設定
 - ・有機質資材等による土づくり
 - ・化学肥料使用低減（認定要件：慣行の3割以上低減）
 - ・化学農薬使用低減（認定要件：慣行の3割以上低減）
- (2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）
 - ・ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入
 - ・省エネ型で高性能な林業機械、漁船用エンジンの導入
 - ・自動攪拌機またはエアレーション（空気循環）装置の導入 など
- (3) 農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）
 - ・アミノ酸バランス改善飼料の給餌
 - ・給餌管理システム、自動給餌機、海洋観測ブイの導入
 - ・プラスチック被覆肥料の代替技術の導入 など

5 特定区域※を定める場合における当該特定区域の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

- (1) 亀岡市全域（活動類型：有機農業の生産活動）
- (2) 南丹市園部、八木地域（活動類型：環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動）
※地域ぐるみで行われる環境負荷低減事業活動を促進する区域

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容等 環境負荷低減に資する先端技術の開発や成果を有効に活用することにより、府内の農林漁業者が自らの状況に応じて適切な環境負荷低減事業活動を活用できる環境整備を図る

- (1) 新品種の育成、環境負荷低減に資する栽培技術の開発とその普及
 - ・化学農薬の低減に資する病害抵抗性を備えた品種の育成
 - ・化学肥料や化学農薬の使用を低減する技術開発
 - ・環境負荷低減に資する技術開発
- (2) みどりの食料システム戦略で示すスマート農業等の新技術導入と普及
 - ・燃料削減、環境負荷低減効果が期待されるスマート技術
 - ・「みどりの食料システム戦略」技術カタログ掲載技術
- (3) 地域資源の活用
 - ・堆肥による土づくり、ペレット堆肥など混合堆肥複合肥料を活用した施肥技術の開発
 - ・下水汚泥、林地残材、落ち葉などの地域バイオマスの流通円滑化と利用拡大

7 環境負荷低減事業活動等で生産された農林水産物等の流通及び消費の促進

京都産農林水産物のブランド化を進める中で、有機農産物の学校給食利用などの地産地消や食育を通じた消費者理解の促進により、環境負荷低減事業活動で生産された農林水産物の流通・消費拡大を図る

- (1) 環境負荷低減の価値を付加する流通販売の取組を実施
 - ・環境負荷低減の取組で生産された農林水産物の生産、加工、流通・販売の連携による、高付加価値商品の開発等
- (2) 消費者理解の促進
 - ・所得確保のため活動計画の認定を通じて新たな付加価値の創出を行う
 - ・食の安心・安全の取組、農業者の声や具体的な取組事例をわかりやすく情報発信するとともに、消費者や事業者、行政の交流を通じた相互理解を促進

8 その他 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

- ・施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、環境保全型農業直接支払交付金等その他国の関連施策を有効に活用
- ・農業生産工程管理（GAP）の推進や地域における栽培暦の見直しを推進

9 関連する府計画等

京都府が独自に策定している農林水産施策に関する計画等との整合を図る中で、関連予算、事業を総合的に推進